

学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会設置要綱

平成 27 年 6 月 19 日
日本学術会議第 214 回幹事会決定

改正 平成 27 年 8 月 28 日日本学術会議第 217 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 委員会は、目的・動機・主体から見た科学研究の構造及び研究資金の推移と現状、研究成果の評価から見た研究資金制度が持つ課題並びに科学研究に対する国・民間の資金投入のあり方に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。